

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（規則六 一七）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「自動車等」の下に「（一般職員給与条例第八条第一項第二号、学校職員給与条例第十一条第一項第二号及び警察職員給与条例第十三条第一項第二号に規定する自動車等をいう。以下同じ。）」を加える。

第三条第一項中「（別記様式）」を「（別記様式第一号又は第二号）」に改め、同項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは第八条の三第一項に規定する駐車場等を変更し、同項に規定する駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは同項に規定する駐車場等の料金」に改める。

第四条第一項中「提示」の下に「又は第八条の三第一項に規定する駐車場等たる要件を具備していること及び同項に規定する駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第八条の二第一項中「同じ。」の「」の下に「支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して」を加える。

第九条を削る。

第八条の三第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額」を削り、「支給単位期間」を「その支給単位期間」に、「をいう。」（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）を「（普通交通機関等が二以上ある場合においては）」に改め、同条を第九条とし、第八条の二の次に次の二条を加える。

（駐車場等）

第八条の三 条例第八条第二項第二号等の人事委員会規則で定める自動車の駐車のための施設等（以下「駐車場等」という。）は、自動車等の駐車のための施設のうち、その所在地及び利用形態が次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 勤務公署の周辺又は第四条第一項の規定に基づき決定し、若しくは改定する通勤手当の額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を利用するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは扶養親族（一般職員給与条例第六条第二項、学校職員給与条例第九条第二項及び警察職員給与条例第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。）に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 職員が駐車場等以外の自動車等の駐車のための施設を利用する場合であつて、当該施設の状況、職員の事情等により、当該施設を利用する職員に駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、自動車等の駐車のための施設のうち、その所在地及び利用形態が人事委員会が

別に定める要件を満たすものを駐車場等とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第八条の四 条例第八条第二項第二号等の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイから八までに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イから八までに定める額を合計した額

第十一条中「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の二号を加える。

一 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 前号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれに準ずる住居であると認めるもの

第十四条中「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の二号を加える。

一 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 前号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれに準ずる住居であると認めるもの

第十六条第一項第一号中「(特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を削り、「(当該事由の発生に伴い、」を「)」に改め、同号イ中「第十七条の二第二項第三号及び第十七条の四第二項において」を「以下」に改め、同号ロ中「(第二号第一号)」を「。以下「分限条例」という。(第二号第一号」に改め、同項第二号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

第十六条の二第二項中「(第四項に規定する特別料金等の額に相当する額に係る通勤手当に係るものを除く。)(又は同項に規定する期間(以下この条及び第十八条において「支給単位期間等」という。))及び「(支給単位期間等が一箇月を超える通勤手当は、当該支給単位期間等に係る最初の月の前月)」を削り、同条第三項中「支給単位期間等(一箇月であるものに限る。)」を「支給単位期間」に改め、同条第四項を削る。

第十七条の二第二項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額に」を「額若しくは駐車場等の料金に」に改め、同項第三号中「職員の分限に関する条例」を「分限条例」に

、( ) 第二条第一項」を「。以下「派遣条例」という。( ) 第二条第一項」に、「( ) 第二条の」を「。以下「育児休業法」という。( ) 第二条の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第八条第六項等の人事委員会規則で定める額は、前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額とする。

第十七条の二第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、「あつては、」の下に「人事委員会の定めるところにより」を加え、同項を同条第三項とする。

第十七条の三第一項第一号中「の利用に係る特別料金等（）」を「（）」に改め、「に該当する場合」を削り、「読み替えて適用する」を「準用する」に、「含む。」を「含む。」に該当する場合」に、「の利用に係る特別料金等において発行されている」を「における」に、「の利用に係る特別料金等に係る定期券」を「に係る定期券」に改め、同項第二号中「に該当する場合」を削り、「読み替えて適用する場合を含む。）」を「準用する場合を含む。）」に該当する場合」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 法第二十八条の六第一項の規定による退職その他の離職をすること。

二 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、育児休業法第九条第一項に規定する部分休業（一日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、職員派遣をされ、分限条例第二条第一号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

五 その他人事委員会の定める事由が生ずること。

第十七条の三第三項を削る。

第十八条中「支給単位期間等」を「支給単位期間」に改める。

別記様式中「、通勤の実情」を「、通勤の実情」に、「行つて」を「行つて」に、「記入し、」を「記入し、」に、「欄は、」を「欄は、」に、「徒歩、自動車、」を「線、バス、」を「、徒歩、自動車、」を「線、バス、」に、「6箇月定期、」を「6箇月

定期、「リ」「レ」、記入を「ヤ」「リ」、通勤が「ヤ」「リ」なつた  
「ヤ」なつた」リ改め、同様式の(裏)中「第8条の3」ヤ「第9条」リ 箇月 + 箇

「リ」箇月 リ「確認し、」ヤ「確認し、」リ「あつた」ヤ「あ  
つた」リ「レ、改定」ヤ「レ、改定」リ「ときは、」ヤ「ときは、」リ「ついでに、」  
を「リ」ついでに、」リ改め、同様式を別記様式第一号と「リ」同様式の次に次の様式を加え  
る。



## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第三条第一項の規定による届出について、改正後の別記様式第二号により難い特別の事情がある場合には、当分の間、任命権者は、あらかじめ人事委員会と協議して、同様式の一部を変更して使用することができるものとする。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(前から駐車場等(職員の給与に関する条例等)の一部を改正する条例(令和七年徳島県条例第五十四号)第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)第八条第二項第二号、徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(令和七年徳島県条例第五十八号)(第三条の規定による改正後の徳島県地方警察職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)(第十一条第二項第二号及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和七年徳島県条例第六十号)(第二条の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)(第十三条第二項第二号(以下「改正後の条例第八条第二項第二号等」という。)(に規定する自動車の駐車のための施設等という。以下同じ。)(を利用してしている職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において改正後の条例第八条第二項第二号等の規定により当該駐車場等に係る通勤手当が支給されることとなる職員たる要件を具備するに至つた者は、改正後の第三条第一項の規定の例により、その実情を届け出なければならない。